

# Baby-bee 苦樂園 重要事項説明書

令和8年7月1日現在

Baby-bee 苦樂園  
西宮市石劔町8番7号 grande 苦樂園口101  
電話：0798-85-1354

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第 1 条 事業者

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 事業者名称      | 株式会社 Baby-bee                   |
| 主たる事務所の所在地 | 西宮市天道町 25 番 7 号 ジュエルコート甲子園口 101 |
| 法人種別       | 株式会社                            |
| 代表者職氏名     | 代表取締役 札幌 秀子                     |
| 電話番号       | 0 7 9 8 - 6 1 - 5 1 1 1         |

## 第 2 条 事業の概要

|               |                                        |
|---------------|----------------------------------------|
| 事業の種類         | 小規模保育事業 A 型                            |
| 事業所の名称        | Baby-bee 苦楽園                           |
| 事業所の所在地       | 西宮市石劔町 8 番 7 号 grande 苦楽園口 1 0 1       |
| 電話番号・FAX・携帯電話 | 電話/FAX 0798-85-1354 携帯電話 080-7130-3963 |
| 管理者氏名         | 園長 井田 真樹子                              |

## 第 3 条 施設・設備等の概要

### (1) 施設

|    |      |                      |
|----|------|----------------------|
| 施設 | 構造   | 鉄筋コンクリート 3 階建て 1 階部分 |
|    | 延床面積 | 89.76㎡               |

### (2) 主な設備

| 設備        | 居室数 | 備考                                     |
|-----------|-----|----------------------------------------|
| ほふく室      | 1 室 | 1 才児                                   |
| 保育室       | 2 室 | 2 才児、3 才児                              |
| その他       |     | 幼児用トイレ（2 個）手洗い（4 個）、沐浴設備<br>調理室、職員室、玄関 |
| 屋外遊戯場（園庭） |     | （代替場所） 夙川公園                            |

## 第 4 条 保育園の方針

**【保育の理念】**

「心」を重視し、愛情に満ちあふれた環境の中で、生きる力を養い、個性に応じたきめ細やかな保育を目指す。

**【基本方針】**

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

**【保育の目標】**

- ・「生きたい」 心身ともに豊かなこども
- ・「知りたい」 主体的に考え行動する子
- ・「仲間になりたい」 明るく元気なこども

**【保育の特徴】**

- ・「こころ」が伝わる共育
- ・共育のまなざし
- ・「こころ」を育む多様性と共生
- ・五感を育む食育
- ・共に育む「家庭」と「園」

**第5条 定員及び園児数（2026年 7月1日現在）**

|     | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 定員  | 7人  | 7人  | 5人  | 19人 |
| 園児数 | 6人  | 5人  | 2人  | 13人 |

**第6条 職員体制（2026年 7月1日現在）**

| 職 種     | 員数 | 常勤 | 非常勤 |
|---------|----|----|-----|
| 園長      | 1  | 1  | －   |
| 主任保育士   | 1  | 1  | －   |
| 保育士     | 7  | 2  | 5   |
| 栄養士     | 1  | －  | 1   |
| 調理員     | 2  | －  | 2   |
| 事務、用務職員 | 1  | －  | 1   |

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入所人数により変動することがあります。

**第7条 提供する保育サービス**

| サービス名 | 内 容                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 延長保育  | 保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合。<br>保育短時間：午前7時30分から午前8時30分及び<br>午後4時30分から午後6時30分まで。<br>※10分 250円 |
| あゆみ保育 | 障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。                                              |

**第8条 開園日・開園時間及び休園日**

|                  |                                                                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 園 日            | 月曜日 ～ 金曜日                                                                                                          |
| 休 園 日            | 土曜日、日曜日<br>国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、<br>1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、<br>その他市長が特別な理由があると認めるとき |
| 開 園 時 間          | 7:30～18:30                                                                                                         |
| 保育標準時間認定に係る保育時間  | 7:30～18:30（うち保育が必要と認められる時間）                                                                                        |
| 保育短時間認定に係る保育時間   | 8:30～16:30（うち保育が必要と認められる時間）                                                                                        |
| 保育短時間認定に係る延長保育時間 | 7:30～8:30、16:30～18:30                                                                                              |

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

## 第 9 条 台風接近等に伴う対応について

### 【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、園児を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

### 【本市に「特別警報」等が発令された場合】

<午前 7 時現在>

- 気象庁より「特別警報」が本市が発令された場合は「臨時休園」とします。
- 西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル 3）や、「避難指示」（警戒レベル 4）、「緊急安全確保」（警戒レベル 5）が該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

※ 臨時休園後、発令が解除された場合は、安全に配慮のうえ再開の判断を行います。再開を行う場合はコドモン、または LINE 公式アカウントにて連絡いたします。



西宮市防災ポータル HP

- ・避難所へ避難している場合は、LINE 公式アカウントや、メール配信、掲示等にてお知らせしますので避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。
- ・電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。
- ※「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ※「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことがないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

## 第 10 条 利用者負担

### (1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。（「3 歳児クラス以上」及び「0 歳から 2 歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

### (2) 延長保育に係る利用者負担金

| 項 目                  | 金 額                          |
|----------------------|------------------------------|
| 延長に保育にかかる費用（保育短時間のみ） | 10 分 250 円（月の上限額 3, 0 0 0 円） |

### (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

上記に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

※

| 項 目   | 内容、負担を求める理由及び目的                                | 金 額                  |
|-------|------------------------------------------------|----------------------|
| カラー帽子 | 園外保育へ出かける時に使用します。<br>卒園するまで使用します。              | 1 枚 1, 0 0 0 円       |
| 給食費   | 2 号認定（3 歳児）のみです。<br>（内訳：主食費 850 円、副食費 3,650 円） | 月 4, 5 0 0 円         |
| オムツ   | サブスク利用                                         | 保護者の方が直接契約           |
|       | サブスク利用しない場合<br>園の物を使用した場合のみ。                   | 1 枚 30 円             |
| 行事費   | 実費が発生した場合にのみ徴収します。                             | 年間 3 0 0 円程度（その都度徴収） |

※上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

- ・同一月中において給食の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。
- ・市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

## 第11条 保育園の一日 ※天気の良い日は、毎日、近隣の公園に出かけます。

| 活 動                                         | 時間             | 活 動                                         |
|---------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------|
| 1. 2歳児                                      |                | 3歳児                                         |
| 順次登園・視診・検温<br>自由あそび                         | 7:30           | 順次登園・視診・検温<br>自由あそび                         |
| あさの会                                        | 9:30           | あさの会                                        |
| 戸外あそび（散歩、公園）<br>室内あそび<br>主活動<br>（異年齢、年齢別保育） | 10:30          | 戸外あそび（散歩、公園）<br>室内あそび<br>主活動<br>（異年齢、年齢別保育） |
| 給食                                          | 11:30          | 給食                                          |
| 午睡準備<br>午睡                                  | 12:30          | 午睡準備<br>個々に応じた午睡                            |
| 目覚め                                         | 14:00<br>14:30 | 目覚め                                         |
| おやつ<br>室内あそび                                | 15:00          | おやつ<br>戸外あそび（散歩・公園）<br>室内あそび                |
| おわりの会<br>順次降園                               | 16:30          | おわりの会<br>順次降園                               |

## 第12条 保育園の年間行事

| 月  | 行 事                |
|----|--------------------|
| 4月 | ・入園式、進級式           |
| 5月 | ・こどもの日集い    ・お散歩遠足 |
| 6月 | ・春の健康診断    ・歯科検診   |
| 7月 | ・七夕のつどい            |
| 8月 | ・なつまつり             |

|      |                     |
|------|---------------------|
| 9 月  | ・お月見会 ・おもてなし会       |
| 10 月 | ・親子ふれあいあそび          |
| 11 月 | ・秋の健康診断 ・お散歩遠足      |
| 12 月 | ・クリスマス会             |
| 1 月  | ・初詣                 |
| 2 月  | ・節分 ・発表会            |
| 3 月  | ・ひなまつり会 ・卒園式（おわかれ会） |

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。2 ヶ月に 1 度、足底測を実施します。

### 第 13 条 食事提供について

献立表は栄養士が作成し、保護者の方へは、毎月末に LINE 公式アカウントにて翌月の献立表をお知らせします。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食事提供の方針      | 「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。<br>自園調理し、薄味で和食中心、旬の食材を取り入れ、季節を感じられる給食を提供します。年齢に合わせて食育活動にも取り組みます。<br>衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。 |
| お弁当日について     | お弁当の持参をお願いする日があります。（遠足等行事）                                                                                                                                                                                                                       |
| 食物アレルギー等への対応 | 医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。                                                                                                                                                                |
| 非常時への備え      | 非常時に備え、食品（アルファ化米、レトルトフード等）を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。                                                                                                                                                                           |

#### 【保育園の食事】

|     | 食種      | 内容                                                         | 献立表    |
|-----|---------|------------------------------------------------------------|--------|
| 幼児食 | 1、2 歳児食 | 昼食とおやつ<br>お子様の状況に応じて形状等に配慮します。<br>牛乳：午前 5 0 ml、午後 1 0 0 ml | 未満児    |
|     | 3 歳児食   | 昼食とおやつ<br>牛乳：午前 5 0 ml、午後 1 0 0 ml                         | 3 歳以上児 |

毎月、事前に献立表を LINE 公式アカウントにて配信します。

ご家庭と園、両方での食事を合わせて 1 日分の食事となります。園の食事内容(食材の種類、分量等)をご覧ください、ご家庭における食事内容の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。

必ず朝ごはんを食べてから登園させてください。

## 第14条 健康について

### (1) 登園時の健康観察について

- ・登園時に、こどもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中のこどもの健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中にこどものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

### (2) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、お子様自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

### (3) 保育園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

### (4) 薬について

- ・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。
- ・保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリス CL1 ネオ 】

歯の保存液 【 ティースキーパーネオ 】

軟膏 【 ムヒ S 】

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】（別紙1）を提出してください。（コピーしてご使用ください。西宮市ホームページからダウンロードもできます。）
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の園児の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。
- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミ(卵、成虫)が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いいたします。

(6) 乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下の3つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・こどもの顔が見える、あお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AED を設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的の実施する。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

| 感染症名    | 感染しやすい期間（※）                    | 登所のめやす                                     |
|---------|--------------------------------|--------------------------------------------|
| 麻疹（はしか） | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで        | 解熱後 3 日を経過していること                           |
| インフルエンザ | 症状がある期間(発症前 2 4 時間から発病後 3 日程度ま | 発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日（乳幼児にあっては、3 日）経過して |

|                              |                                                             |                                                                                                                                      |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | でが最も感染力が強い)                                                 | いること                                                                                                                                 |
| 新型コロナウイルス感染症                 | 発症日 2 日前から発症後 7 ～ 1 0 日間はウィルスを排出しており、特に発症後 5 日は感染させるリスクが高い。 | 発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快から 1 日を経過した場合に、6 日目から登園が可能。                                                                                        |
| 発しん                          | 発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい                                       | 発しんが消失していること                                                                                                                         |
| 水痘（水ぼうそう）                    | 発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで                                | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること                                                                                                              |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）              | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日                                         | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること                                                                                       |
| 結核                           | －                                                           | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                              |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                  | 発熱、充血等の症状が出現した数日間                                           | 発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること                                                                                                        |
| 流行性角結膜炎                      | 充血、目やに等の症状が出現した数日間                                          | 結膜炎の症状が消失していること                                                                                                                      |
| 百日咳                          | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで                                | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること                                                                                        |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等） | －                                                           | 医師により感染のおそれがないと認められていること。<br>（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎                     | －                                                           | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                              |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）         | －                                                           | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                              |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

| 感染症名        | 感染しやすい期間（※）             | 登所のめやす                         |
|-------------|-------------------------|--------------------------------|
| 溶連菌感染症      | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間 | 抗菌薬内服後 24～48 時間を経過していること       |
| マイコプラズマ肺炎   | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間   | 発熱や激しい咳が治まっていること               |
| 手足口病        | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間    | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（りんご病） | 発しん出現前の 1 週間            | 全身状態が良いこと                      |

|                                      |                                                  |                                |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| ウイルス性胃腸炎<br>(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること      |
| ヘルパンギーナ                              | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| R S ウイルス感染症                          | 呼吸器症状のある間                                        | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと            |
| 带状疱疹しん                               | 水疱を形成している間                                       | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること        |
| 突発性発しん                               | －                                                | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと              |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

<出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版>

## 第15条 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、実習生の受け入れをしています。

## 第16条 緊急時等の対応方法

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。

### 【嘱託医師】

|    |                    |                         |              |
|----|--------------------|-------------------------|--------------|
| 内科 | 西田こどもクリニック<br>西田 仁 | 西宮市南越木岩町7-5<br>ヌンクタータ1F | 0798-39-7070 |
| 歯科 | むらまつ歯科<br>村松 弘廉    | 西宮市上葭原町5-22             | 0798-38-4443 |

### 【近隣の医療機関】

|    |          |             |              |
|----|----------|-------------|--------------|
| 総合 | 兵庫県立西宮病院 | 西宮市六湛寺町13-9 | 0798-34-5151 |
|----|----------|-------------|--------------|

|     |            |                           |              |
|-----|------------|---------------------------|--------------|
| 内科  | 西田こどもクリニック | 西宮市南越木岩町 7-5<br>ヌンクタータ 1F | 0798-39-7070 |
| 耳鼻科 | さいとう耳鼻咽喉科  | 西宮市南越木岩町 11-10            | 0798-71-3387 |
| 眼科  | 伊賀眼科       | 西宮市南越木岩町 14-4             | 0798-73-5333 |
| 歯科  | 上神歯科医院     | 西宮市南越木岩町 11-6             | 0798-72-5069 |
| 皮膚科 | こばやし皮膚科    | 西宮市南越木岩町 11-6             | 0798-74-1214 |
| 外科  | 勝呂医院       | 西宮市名次町 3-16               | 0798-72-1551 |

## 第 17 条 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月 1 回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難場所：北夙川小学校（西宮市石劔町 11-21）

第二避難場所：越木岩公民館（西宮市樋之池町 5-29）

※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○安全計画について

保育所では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

○防犯対策について

- ・カメラ付きインターホンを設置し、安全管理をおこないます。また、独自の「事故防止対応指針」を作成し、それに基づき日々の安全管理につとめます。
- ・室内にも防犯カメラを設置しています。

○当園では、緊急時に「LINE 公式アカウント」および「コドモン」より情報配信を行いますので、ご登録

をお願いします。

## 第18条 コドモンについて

「コドモン」とは、連絡票や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらを了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

- ① 園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報
- ② 保育園で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③ 遠足等が中止になる場合の連絡
- ④ その他

## 第19条 LINE 公式アカウントについて

「LINE 公式アカウント」とは、日々の保護者との連絡や、園からのお知らせ・緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。個々でご登録いただきますようお願いいたします。

## 第20条 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに関係法令に基づき適切に取り扱います。

## 第21条 関係機関との連携

園児の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

## 第22条 他園との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ園児の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

## 第23条 写真・ビデオ等の取り扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

## 第24条 児童虐待防止為の措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。こどものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、こどもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

### 【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

|       |                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等<br>※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。                       |
| 性的虐待  | こどもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、こどもへの過剰なスキンシップ等                                                                                     |
| ネグレクト | 家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、こどもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、こどもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等 |
| 心理的虐待 | 著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、こどもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等                                                                   |

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、こどもに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。市に通告することにより、こどもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園では、こどもを大切に思う保護者と同じ 思いで対応を行います。
- ・当園は、こどもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。
- ・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。

## 第 25 条 加入している損害賠償責任保険

| 保険の種類 | 傷 害 保 険                                       | 施設賠償責任保険                                     | 生産物（食中毒）賠償責任保険                             |
|-------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 保険金額  | 死亡・後遺症 215 万円<br>入院 2,250 円/日<br>通院 1,500 円/日 | 身体 1 人 10 億円まで<br>1 事故 10 億円まで<br>財物 1 千万円まで | 身体 1 人 10 億円まで<br>1 事故 10 億円まで<br>財物 1 千万円 |

## 第 26 条 ご意見・ご要望・苦情解決制度について

当園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

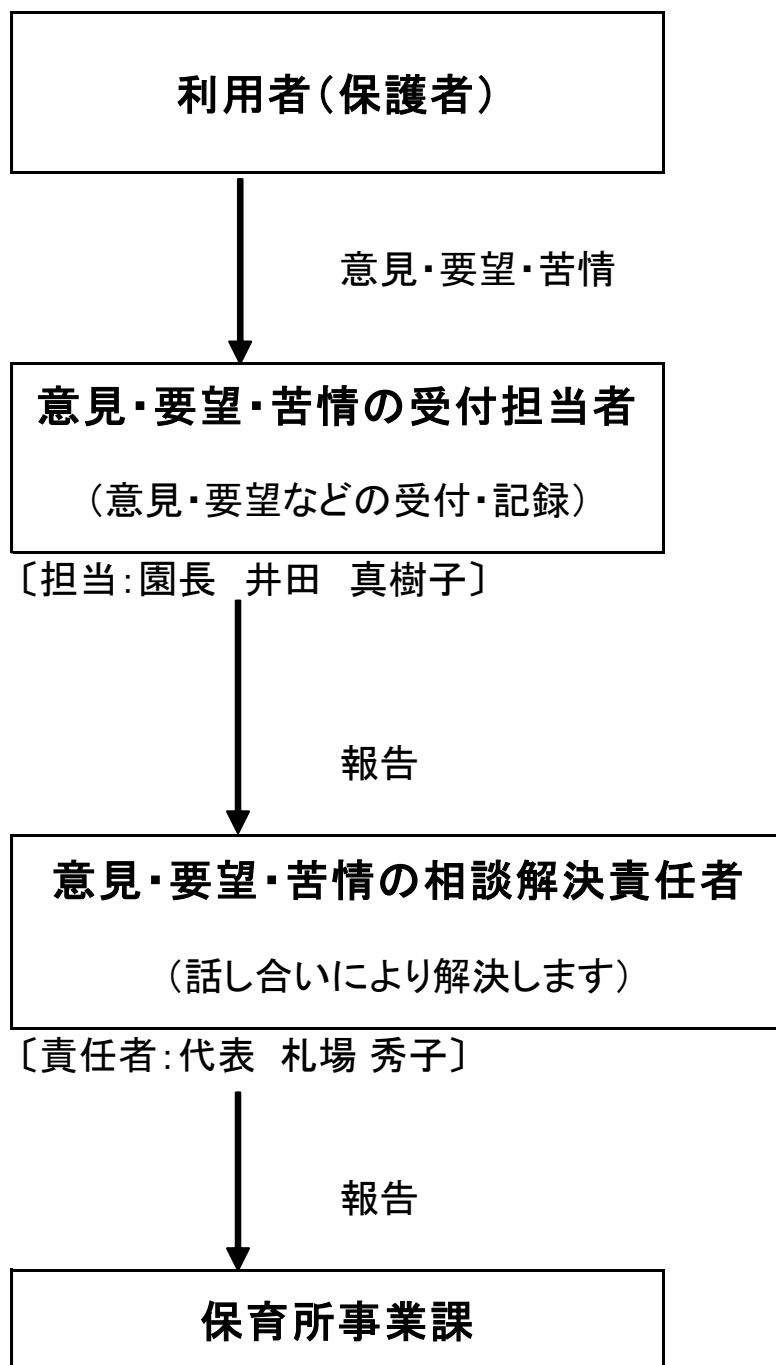
お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。

当園では、職員の誰もがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

# ご意見・ご要望・苦情解決のための仕組みについて

Baby-bee 苦樂園



※結果については口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

## 第 27 条 入園にあたって留意していただきたいこと

「入園のしおり」を参照してください。

## 第 28 条 夜間、土・日・祝日等の緊急時の連絡先について

携帯電話 080-7130-3963

メールアドレス [mail@kidsroom-babybee.com](mailto:mail@kidsroom-babybee.com) kurakuen.bee@gmail.com

LINE 公式アカウントのいずれかにご連絡をお願いいたします。

## 第 29 条 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他、個別の取扱事項については、利用契約書のとおりとします。

※この重要事項説明書の内容は、2026 年 7 月 1 日現在の情報です。